

公 告

次のとおり、自動販売機設置に係る市有財産の貸付を一般競争入札に付します。

平成 28 年 12 月 19 日

豊橋市長 佐 原 光 一

1 入札物件

(1) 件名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付

(2) 貸付物件

| 番号 | 施設名 | 所在地 | 貸付面積※ | 貸付区分 |
|----|----------------------|------------------------|---------|------|
| 1 | 豊橋市立看護専門学校 | 豊橋市青竹町字八間西 100番地の3 | 2.57㎡ | 建物 |
| 2 | 豊橋市自然史博物館 | 豊橋市大岩町字大穴1番 地の238 | 5.3㎡ | 建物 |
| 3 | ポートインフォメーシ ョンセンター | 豊橋市神野ふ頭町3番地 29 | 1.55㎡ | 建物 |
| 4 | 豊橋市土木維持事務所 | 豊橋市大清水町字大清 水614番地の1 | 1.6㎡ | 建物 |
| 5 | 豊橋市土木維持事務所 東部出張所 | 豊橋市岩田町字影岩3番 地の6 | 1.6㎡ | 建物 |
| 6 | 豊橋競輪場① | 豊橋市東田町87番地 | 1㎡ | 建物 |
| 7 | 豊橋競輪場② | 豊橋市東田町87番地 | 1㎡ | 建物 |
| 8 | 豊橋競輪場③ | 豊橋市東田町87番地 | 1㎡ | 建物 |
| 9 | 豊橋競輪場④ | 豊橋市東田町87番地 | 0.9625㎡ | 建物 |
| 10 | 豊橋競輪場⑤ | 豊橋市東田町87番地 | 1㎡ | 建物 |
| 11 | 豊橋競輪場⑥ | 豊橋市東田町87番地 | 1㎡ | 建物 |
| 12 | 豊橋市東部環境センタ ー① | 豊橋市飯村町字高山11 番地の19 | 1.701㎡ | 建物 |
| 13 | 豊橋市東部環境センタ ー② | 豊橋市飯村町字高山11 番地の19 | 1.98㎡ | 建物 |
| 14 | 豊橋市南部環境センタ ー | 豊橋市東七根町字宝地 道24番地 | 1.87㎡ | 建物 |
| 15 | 豊橋市資源化センター ① | 豊橋市豊栄町字西530番 地 | 2.31㎡ | 土地 |
| 16 | 豊橋市資源化センター ② | 豊橋市豊栄町字西530番 地 | 1.44㎡ | 建物 |

| | | | | |
|----|-----------------|---------------|-------|----|
| 17 | 豊橋市資源化センター ③ | 豊橋市豊栄町字西530番地 | 1.98㎡ | 建物 |
| 18 | 豊橋市資源化センター ④ | 豊橋市豊栄町字西530番地 | 2.88㎡ | 建物 |
| 19 | 豊橋市資源化センター ⑤ | 豊橋市豊栄町字西530番地 | 3.24㎡ | 建物 |
| 20 | 豊橋市立豊橋高等学校 | 豊橋市東郷町43番地の1 | 1.71㎡ | 建物 |
| 21 | 豊橋市営梅田川霊苑 | 豊橋市大山町字西坪1番地 | 2㎡ | 土地 |

※ 貸付面積には、回収ボックス設置面積を含みます(豊橋競輪場のみ回収ボックス不要)。
また、自動販売機の機種によっては、販売品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障が生じる場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をすること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人にあつては豊橋市内に本店、支店又は営業所を有し、豊橋市に「法人等の設立(開設)事務所・事業所等新設申告書」の提出があること。個人にあつては豊橋市内で事業を営んでいること。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、豊橋市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 入札公告の日から過去3か年以内に、国又は地方公共団体(独立行政法人含む)に、自ら管理・運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績があること。
- (7) 次に掲げる国税、愛知県税及び豊橋市税が未納でないこと。

(国税)

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合：申告所得税、消費税及び地方消費税

(愛知県税)

法人の場合：法人県民税、法人事業税(地方法人特別税を含む)及び自動車税

個人の場合：個人事業税及び自動車税

(豊橋市税)

豊橋市市税条例(昭和25年条例第25条)に規定する市税

豊橋市国民健康保険税条例(昭和33年条例第10号)に規定する国民健康保険税

3 入札説明書及び契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所

豊橋市役所財務部契約検査課（豊橋市役所東館 3 階）

(2) 日時

平成 28 年 12 月 19 日（月）から平成 29 年 1 月 23 日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日等に関する法律」という。）に規定する国民の祝日及び休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札参加申込みの受付の場所及び日時

(1) 場所

豊橋市役所財務部契約検査課（豊橋市役所東館 3 階）

(2) 日時

平成 29 年 1 月 13 日（金）から平成 29 年 1 月 23 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日等に関する法律に規定する国民の祝日及び休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

豊橋市役所 東 123 会議室（豊橋市役所東館 12 階）

(2) 日時

平成 29 年 2 月 3 日（金） 午後 2 時

6 入札保証金

免除

7 契約書の作成の要否

要

8 契約保証金

免除

9 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 豊橋市契約規則（昭和39年規則第11号）第39条第1号から第7号に該当する入札

イ 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札

ウ 入札書の金額を訂正したもの

エ 郵送による入札

オ 虚偽の事実を記載した者のした入札

カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

10 その他

市有財産賃貸借契約書を始め賃貸借の詳細については、「入札説明書」を確認の上、入札すること。

11 問い合わせ先

豊橋市役所 財務部契約検査課 電話（0532）51-2150